

令和6年度分 住民税申告相談会のご案内

確定申告は2月16日(金)から3月15日(金)までです

◆申告相談会の日程及び場所

月日	曜日	時間	対象地区	会場
2月16日	金曜日	8:30～17:00	幌延地区全域	幌延町役場 2階 大会議室
2月19日	月曜日	8:30～17:00		
2月20日	火曜日	8:30～17:00		
2月21日	水曜日	10:00～16:00	問寒別地区全域	問寒別生涯学習センター 研修室
2月22日	木曜日	9:00～15:00		

◆主な確定申告を必要とする方

- ・事業所得、不動産所得や譲渡所得などがある方
- ・年末調整された給与所得以外の給与収入金額と各種の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

◆確定申告することによって、源泉徴収税が還付(還付申告)される方については、既に役場で受付しています

例) 令和5年中に支払った医療費の自己負担額(通院費も含む)が10万円(総所得金額等が200万円未満の方は所得の5%)を超える方、または令和5年中に一定の取組(定期健康診断など)を行い、スイッチOTC医薬品を1万2千円以上購入された方(上限控除額8万8千円)

※ 事前に領収書を入りこみ・病院ごとに集計し、「医療費控除の明細書」を作成のうえ持参いただくとスムーズに申告手続きを済ませることができます

※ 保険等で補てんされた金額がある場合は、補てんされた額をご確認のうえお越しく下さい

※ どちらか一方のみの選択になりますので、併用はできません

例) 住宅ローンを利用して住宅を新築された方や中古住宅を購入された方または増改築をされた方で一定の要件に該当し、住宅借入金等特別控除を受ける方

◆申告相談にお越しの際は、次の物を持参してください

- 1 「納税者のマイナンバーカード(個人番号カード)」または「納税者の通知カード及び運転免許証などの写真付身分証明書」
- 2 扶養親族・事業専従者のマイナンバー(カードを持参する必要はありません)
- 3 令和5年中の収入を明らかにするもの(源泉徴収票など)
- 4 生命保険料及び地震保険料等の支払証明書
- 5 医療費控除の明細書等
- 6 障害者控除を受ける方は障害者手帳
- 7 国民年金支払証明書、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の領収書など
- 8 申告者本人名義の口座番号がわかるもの(還付金が発生した場合に必要です)

お問い合わせ先: 住民生活課税務住民係 電話 5-1112・告知端末 5-8812

稚内税務署から令和5年分確定申告のお知らせ

所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日(金)から3月15日(金)までです。国税庁ホームページでは、スマートフォンやパソコンなどから、所得税の確定申告書を作成し、e-Tax等で提出することができますので、感染症防止の観点からも、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、是非ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

また稚内税務署では、確定申告会場の混雑を回避するため、会場への入場には「入場整理券」(会場当日配付もしくは国税庁LINE公式アカウントで事前発行)が必要となります。

※ 贈与税及び土地・家屋を譲渡したときの所得税の申告相談は、火曜日と木曜日のみとなります。

「入場整理券」を「LINE」で事前発行の上、お越しく下さい。

なお、確定申告会場では、次回以降の申告をスムーズに行っていただくため、マイナンバーカードを利用したスマホ申告をご案内しています。マイナンバーカードを利用したスマホ申告を行うためには、マイナンバーカードの他、カード発行時に設定したパスワード(利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書)が必要となりますので、確認をお願いします。

詳しくはこちら

⇒<https://www.nta.go.jp/about/organization/sapporo/topics/kakutei/sakusei/index.htm>

